平成２７年（フ）第６０２号
広島市東区牛田新町３丁目４番２－102号
債務者　今井　春代
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６３５号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張4975番地418
債務者　井原　潤子（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３９０号
福岡市博多区博多駅前４丁目33番７－507号
債務者　三池真理子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１４０１号
福岡市中央区警固３丁目４番５－802号
債務者　永里　耕一
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５３号
福岡県大川市大字榎津245番地７　江頭コーポ１号
債務者　遠藤　牧生
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第２９３号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町10番22号（サンロイヤル新屋敷608号）
債務者　宇辰　千輝
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第８０号
岩手県花巻市東和町北川目２区147番地
債務者　吉田　和恵
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第８１号
岩手県花巻市花城町９番17号
債務者　高橋美智子
1　決定年月日時　平成27年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第３６号
秋田県鹿角郡小坂町十和田湖字大川岱57番地９
債務者　大森　昌雄
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第３１０号
大分県別府市天満町６番24号
債務者　尾野加代子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３０１号
千葉県松戸市西馬橋相川町90番地　㈱千ビル馬橋ハイム101号
債務者　花田　健晴
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３１８号
千葉県松戸市上本郷2215番地の５
債務者　佐藤　君子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４４８号
千葉県柏市新富町１丁目２番40－305号
債務者　小森　　融
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４５３号
千葉県我孫子市つくし野３丁目９番202号
債務者　岡田　　崇
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２７７号
徳島県徳島市富田橋４－22－１、住民票上の住所徳島県徳島市銀座14番地の１
債務者　楠瀬　高弘
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０９号
徳島県阿波市土成町土成字南原297番地２
債務者　伊藤　貞子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３８号
沖縄県豊見城市字平良86番地　大康アパート406号
債務者　高江洲浩子
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２７９号
沖縄県那覇市田原３丁目２番地２　小禄市営住宅３－508
債務者　冨里　麗華
1　決定年月日時　平成27年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部